

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 四 年 六 月 八 日

目 次

規 則

○岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

(管 財 課)

ページ
一

規 則

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則(昭和三十九年岐阜県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当
たる
とき
は翌
日)

令和四年六月八日

令和四年六月八日発行

発行者
発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社